

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5002	幸田町心身障害者扶助費支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幸田町は、幸田町心身障害者扶助費支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

幸田町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	幸田町心身障害者扶助費支給事務
②事務の概要	幸田町心身障害者扶助費は、心身の障害により精神的、肉体的又は経済的に被る心労に対して、その自立の助長その他の福祉の増進を図るために金銭を支給するものである。 対象者は町内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所
③システムの名称	心身障害者扶助費システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 幸田町個人番号及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1第6項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幸田町健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幸田町企画部企画政策課情報グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幸田町企画部企画政策課情報グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第2項 独自条例制定予定	番号法第9条第2項 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1	事後	
平成27年4月1日	I-5②所属長	課長 山本 茂樹	課長 山下 明美	事後	
平成28年12月16日	II-2 対象人数	平成26年7月1日時点	平成28年11月24日時点	事後	
平成28年12月16日	II-2 取扱者数	平成26年7月1日時点	平成28年12月16日時点	事後	
平成30年3月30日	II-2 対象人数	平成28年11月24日時点	平成29年9月22日	事後	
平成30年3月30日	II-2 取扱者数	平成28年12月16日時点	平成29年10月31日	事後	
平成30年3月30日	I-5②所属長	課長 山下 明美	課長 菅沼 秀浩	事後	
平成30年3月30日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第2項 幸田町個人番号及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第7項	番号法第9条第2項 幸田町個人番号及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、	事後	
平成30年3月30日	I-1 ③システムの名称	心身障害者扶助費システム	心身障害者扶助費システム、中間サーバー	事後	
平成30年3月30日	I-4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成30年3月30日	I-4 ②法令上の根拠	未記載	番号法第19条第8号	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I-5②所属長	課長 菅沼 秀浩	課長 山本 晴彦	事後	
平成31年3月29日	II-2 対象人数	平成29年9月22日時点	平成31年1月29日時点	事後	
平成31年3月29日	II-2 取扱者数	平成29年10月31日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策		IV リスク対策の記載追加	事後	指針の改正によるリスク対策の記載追加
令和2年3月2日	II-1 対象人数	平成31年1月29日時点	令和2年2月21日時点	事後	
令和2年3月2日	II-2 取扱者数	平成30年10月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和2年12月25日	II-1 対象人数	令和2年2月21日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年12月25日	II-2 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和4年2月28日	II-1 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和4年2月28日	II-2 取扱者数	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	